

## 討議資料「財務会計の概念フレームワーク」における計算構造 損益計算書と貸借対照表の連携

高 山 浩

### Abstract

As is generally known, almost only “asset and liability approach” is followed in the in the conceptual framework of United StateSFASB. On the other hand, in the recently-announced discussion memorandum “Conceptual Framework of Financial Accounting” by Accounting Standards Board of Japan, both the “asset and liability approach” and “revenue and expense approach” have been proposed. The approach suggested by this new Japanese discussion memorandum “Conceptual Framework of Financial Accounting” can therefore be considered to be a “dual approach”.

This paper therefore analyses this “dual approach”, as allied to the overall calculation structure in financial accounting.

キーワード……概念フレームワーク 資産負債アプローチ 収益費用アプローチ  
デュアルアプローチ クリーンサープラス 貸借対照表の純資産の  
部の表示に関する会計基準

### ．問題意識

現在、IASB の業績報告プロジェクトでは、包括利益一本化を目指し、純利益の開示を禁止し、損益計算書のボトムラインを包括利益に統一しようとしている。また、FASB においても、公正価値測定プロジェクトなど、資産・負債アプローチをより強固に推し進めようとしている。

このような国際的動向のなかで、わが国においても財務会計における基礎概念を明らかにしようとする「討議資料『財務会計の概念フレームワーク』（以下、討議資料という）」が、企業会計基準委員会より公表された。

そこにおいては、財務報告の目的、会計情報の質的特徴、財務諸表の構成要素、財務諸表における認識と測定の 4 つの項目について述べられている。特に財務諸表の構成要素では、資産・負債・純資産・収益・費用・純利益・包括利益の 7 つについて定義を与えている。ここでは、資産・負債の定義から入っており、国際的動向に即して、資産・負債アプローチが採用されているかに見えるが、「ここで資産・負債の定義からはじめるのは、それらを特別に重視するから

ではなく、財務報告の対象を確定する作業が容易になるからである。ただし、そのことは、資産と負債の測定方法を一義的に導かない」と述べられているように、資産・負債アプローチが採用されたと考えるのは早計である。

討議資料では、貸借対照表については、資本を純資産の部分集合と捉え、損益計算書においては純利益をもとに収益と費用が定義され、純利益は純資産のうちもっぱら資本だけを増減するとしている。すなわち、資産・負債と収益・費用の双方からのアプローチになっていると考えられるのである。損益計算書は収益・費用アプローチに基づき、貸借対照表は資産・負債アプローチに基づいている。ここではこのようなアプローチを「デュアル・アプローチ」と呼ぶことにする。FASB における概念フレームワークも混合のアプローチが見受けられるが、基本的には資産・負債アプローチに基づいていると解されている。討議資料においては、そのどちらかに軸足が置かれているわけではなく、両方に大きなウェイトが置かれていると考えられる。

このことは、同時に貸借対照表と損益計算書の連携が大きく分断されたことを意味すると考えられる。金融商品会計基準<sup>1)</sup>の導入により、その他有価証券の評価差額は損益計算書を経由せず直接資本の部に計上されるようになった。これにより、わが国においてはダーティー・サープラス会計となっていると考えられるが、討議資料では、それが修復されるのではなく、溝が明確になったと考えられるのである。もっとも、資本と純資産の概念を別個にしたことから、純利益と資本の関係は修復できたとも考えられるが、貸借対照表と損益計算書の関係においては、むしろ離れてしまった感が否めない。

米国 FASB 概念フレームワークでは、1976 年に「FASB 討議資料 財務会計及び財務報告のための概念フレームワークに関する論点の分析：財務諸表の構成要素とその測定（以下、FASB 討議資料という）」を公表しているが、そこにおいて、まず、第一に問題提起されているのは「問題点 1：資産負債アプローチ、収益費用アプローチまたは非連携観のいずれが財務会計および財務報告のための概念フレームワークの基礎として採用されるべきであろうか」というものである。

そして、FASB は連携観、資産・負債アプローチを採用するのであるが、わが国の討議資料においてはこの点の検討が明確にされていない。つまり、損益計算書と貸借対照表との連携の問題については述べられていないのである。

さらに、企業会計基準委員会は 2005 年 8 月 10 日に、企業会計基準公開草案第 6 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準（案）」を公表し、そこにおいて、討議資料で初めて提示された「純資産の部」という概念を、従来の「資本の部」に代えて表示することを求めている。概念フレームワークでさえ、討議資料の段階であるにも関わらず、まったく新しい概念である「純資産の部」をそれに先駆けて、導入しようというのは時期尚早の感が否めない。

本稿では、このような問題意識をもって、討議資料における計算構造がいかなるものになっているのかを検討したい。

・貸借対照表と損益計算書の連携

1. わが国におけるダーティー・サープラス関係

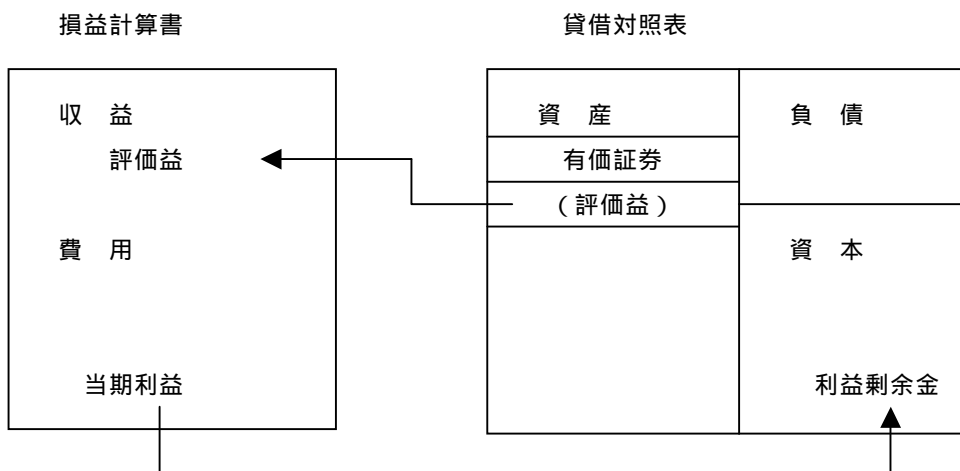
わが国においては 1999 年 1 月に金融商品会計基準が公表され、そこでは一部金融商品について時価評価が導入された。特に有価証券については、その所有目的によって、売買目的有価証券、満期保有目的債券、子会社・関連会社株式、その他有価証券の 4 つに分類し、このうち売買目的有価証券とその他有価証券については貸借対照表上時価評価が適用されることとなった。また、その評価差額は、売買目的有価証券については評価損益として当期の損益計算に計上し、その他有価証券については税効果を調整のうえ、貸借対照表上資本の部に他の剰余金と区分して表示することとなった。

これにより、売買目的有価証券の評価差額は、評価損益として損益計算書に計上され純利益を構成し、貸借対照表上では剰余金に含まれるが、その他有価証券の評価差額は、損益計算書を經由することなく、直接資本の部に計上されることとなり、クリーン・サープラス関係が断たれ、ダーティー・サープラスとなったと考えられる。

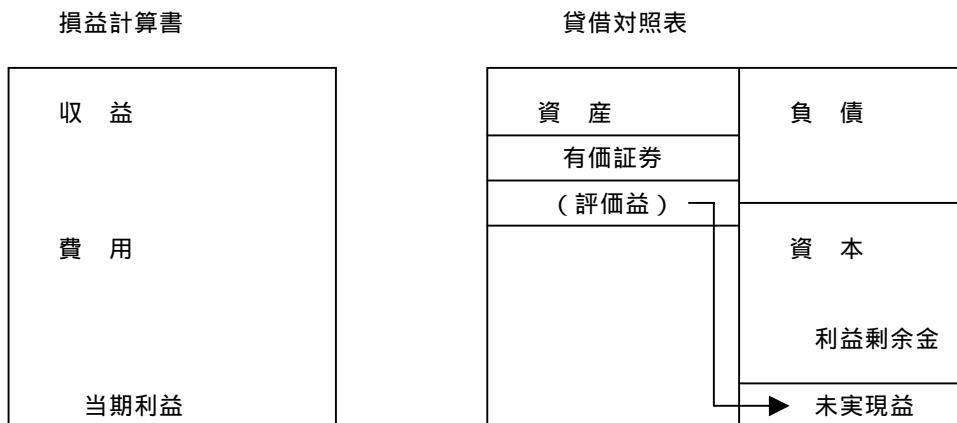
この金融商品会計基準が導入される際に、企業会計審議会において、当該問題も議論されているが、その議論の段階で、論点整理として貸借対照表と損益計算書の関係がどうなるかが、当時の米国の処理方法をもとに説明されている。

(図表 1-1) 米国における評価損益の処理方法

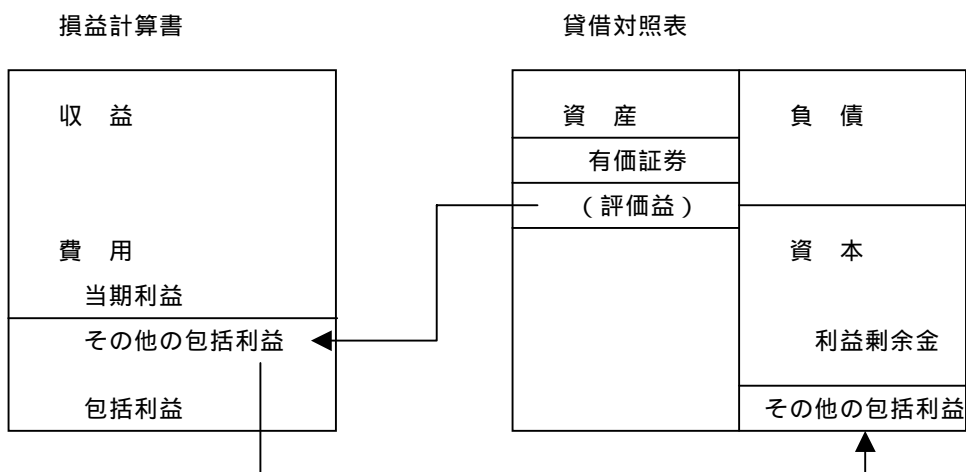
評価益を損益計算書で処理する方法 (売却目的有価証券の考え方)



評価益を損益計算書で処理しない方法（売却可能有価証券の考え方）



評価益を実現利益と区別してその他の包括利益として処理する方法（検討中）



（出典）「金融商品に係る会計処理基準に関する論点整理」企業会計審議会、1997年。

図表1は論点整理の資料として添付されたものである。

「論点整理」によれば、米国における評価損益の処理方法について、は売却目的有価証券の考え方、は売却可能有価証券の考え方<sup>2)</sup>、検討中とされていた<sup>3)</sup>。

これを、わが国の「金融商品会計基準」で考えれば、は売買目的有価証券に適用されており、のケースがその他有価証券に適用されている。の場合、評価差額が損益計算書を経由

せず、直接資本の部に計上されるため、損益計算書と貸借対照表の連携が途切れてしまうことになる。これにより、わが国の企業会計はクリーン・サープラス関係が満たされなくなった。ここでクリーン・サープラスとは「資本取引がなければ、貸借対照表における株主持分の変動が、損益計算書でとらえられる利益の留保分に等しい<sup>4)</sup>」ことを言う。

当時の企業会計審議会金融商品部会では、その他有価証券の評価差額についてはかなり、意見が割れていたようである。「貸借対照表に直接計上する」、「包括利益概念が必要ではないか」、「包括利益概念は有用性があるのか」、「評価差額を、包括利益を通じて資本の部に計上することと直接資本の部に計上することとは大差はないのではないか」など、「包括利益概念」を巡っての攻防であったと思われるが、結局「包括利益概念」は採用されなかった<sup>5)</sup>。一方、米国では包括利益計算書を導入することによって、一応クリーン・サープラスの回復が見られたことになっている。米国では概念フレームワーク第5号ですでにこの包括利益の概念が示されていたが、実際にはその後のSFAS130号により具体的に採用された。

## 2. 資産負債観、収益費用観における連携

辻山栄子は損益計算書と貸借対照表の連携について次のように説明している<sup>6)</sup>。まず、連携とは(1)クリーン・サープラスと(2)すべての取引の複式記帳がともに充たされることとしている。まず取得原価主義システムでは、キャッシュ・フローの配分計算による収益と費用の測定に依拠して貸借対照表上の資産負債の評価が決まるとし、企業会計が伝統的に採用してきた原価・実現主義に基づく発生主義会計はこの会計観に立脚しているとする<sup>7)</sup>。

ここでは、貸借対照表と損益計算書が純利益を通して結び付けられ、連携が保たれていると考えられる。

これに対して資産負債観に立脚した場合は、両者が包括利益を通して結び付けられ、やはり両者の連携は保たれることになる。冒頭で述べたIASBの業績報告プロジェクトが目指しているものが、この形になると思われる。

純利益にせよ、包括利益にせよ、この2つの会計観のうちどちらか一方の立場に立てば、どちらであれ、連携は保たれるが、一方でストックを時価評価し、他方で伝統的な損益計算にも意義を認める場合には、損益計算書上の利益額と貸借対照表上の純資産の変動額との間にギャップが生じ、クリーン・サープラスが乱される<sup>8)</sup>。

現在のわが国の会計基準や企業会計基準委員会より公表された討議資料では基本的にこの形の構造になると考えられる。

これに対し、米国では1997年に公表されたSFAS130号『包括利益の報告』によって、このギャップを損益計算書外の「利益」すなわち「その他の包括利益」として報告することとなり、



米国型の図表 2-1 においては両者のギャップを損益計算書側において、そのボトムを純利益にその他の包括利益を加えることによって埋め、貸借対照表における純資産の変動額であるところの包括利益に結び付けている。それによってクリーン・サープラスの回復を図っている。

これに対し、討議資料における図表 2-2 では、両者のギャップを貸借対照表側において、純資産の変動額からその他の純資産の変動額を控除することによって埋め、損益計算書のボトムの純利益に結び付けているのである。しかし、これでは損益計算書を経由しないその他有価証券の評価差額などが、純資産のその他の要素として直接貸借対照表に計上されることに変わりはなく、両者の連携は断たれたままであると言わざるを得ない。

## ・ 討議資料「財務会計の概念フレームワーク」

### 1 . 討議資料「財務会計の概念フレームワーク」の概観

討議資料は前文にあたる「討議資料『財務会計の概念フレームワーク』の公表にあたって(以下「前文」とする。)」を除くと、『財務報告の目的』、『会計情報の質的特性』、『財務諸表の構成要素』及び『財務諸表における認識と測定』の4つの部分から構成されている。この構成は米国における概念フレームワークの構成と酷似している。

FASB(米国財務会計基準審議会)による『財務会計の諸概念』いわゆる概念フレームワークでは、第1号『営利企業による財務報告の目的』、第2号『会計情報の質的特徴』、第3号『営利企業の財務諸表の構成要素』(後に第6号に変更)、第4号『非営利組織による財務報告の目的』、第5号『営利企業の財務諸表における認識と測定』、第6号『財務諸表の構成要素』及び第7号『会計測定におけるキャッシュ・フロー情報と現在価値の使用』という構成であり、非営利組織に関する第4号と測定に限定された第7号を除けばその構成はほとんど同様のものとなっている。

また、IASBによる概念フレームワークおよび英国(ASB)におけるものも概ね同様の内容、すなわち目的・質的特徴・構成要素・認識と測定を含んでいる<sup>11)</sup>。

このことについて討議資料では前文において、「概念フレームワークを記述する体系には、本来、多様な選択肢がありうるが、この討議資料の構成は、大枠で海外の先例に従っている。海外の主な会計基準設定主体が公表した概念書は、わが国でもすでに広く知られているため、それと構成を揃えることで関係者の理解が容易になり、この討議資料の機能がより効率的に発揮されると期待できるからである。さらに、海外と同一の構成を採用することによって、会計基準の国際的調和をめぐるコミュニケーションも、より円滑になるであろう<sup>12)</sup>」と説明している。

わが国独自に検討したものを、形式として海外の構成に合わせるのか、海外のそれをたたき台にして検討したために、構成が同じになるのかは大きな違いがあると思われるが、どちらの

方法をとったのかは明らかにされていない。

また、前文において、この討議資料を「現行の会計基準の基礎にある前提や概念を要約し体系化したもの」と位置付け、よって「財務報告を取り巻く現在の制約要因を前提としている」とし、さらにその制約要因について「具体的には、市場慣行、投資家の情報分析能力、法の体系を支える基本的な考え方、および基準設定の経済的影響に係る社会的な価値判断などを指す」としている。そして国際的にはこの制約要因の等質化が進んでいるが、歴史的・地理的な初期条件の相違に起因する制約要因の相違は、完全に解消されたわけではないので、この討議資料の内容は初期条件の異なる各国の概念書と異なりうると結論付けている<sup>13)</sup>。

以上が、この討議資料の構成と前文の内容であるが、以下に順次述べる4つの柱については4つの柱それぞれに対して、「序文」、「本文」および「結論の根拠と背景説明」の3つの部分より構成されている。

#### 討議資料『財務報告の目的』

財務報告の目的については、まず「序文」において、「財務報告はさまざまな役割を果たしているが、この討議資料では、その目的が、投資家による企業成果の予測と企業価値の評価に役立つような、企業の財務状況の開示にあると考える。自己の責任で将来を予測し投資の判断をする人々のために、企業の投資のポジション（ストック）とその成果（フロー）が開示されるとみるのである」として、投資家に対する意思決定有用性をあげている。

さらに「企業が生み出す将来のキャッシュ・フローを予測するうえで、企業の直面している状況に関する情報は不可欠であるが、その情報を入手する機会について、投資家と経営者の間には一般に大きな格差がある……中略、情報の非対称性を緩和し、それが生み出す市場の機能障害を解決するため、経営者による私的情報の開示を促進するのがディスクロージャー制度の存在意義である<sup>14)</sup>」とされ、「将来キャッシュ・フローの予測」が強調されている。

わが国においては、従来、財務会計の目的、あるいは機能として、情報提供と利害調整<sup>15)</sup>、あるいは意思決定支援と契約支援がそれぞれ、並列的に扱われて来たように思われるが、討議資料では、「将来キャッシュ・フローの予測」を中心とした「意思決定有用性」を第一義としているのである。そして、いわゆる利害調整機能については「会計情報の副次的な利用」と位置付けるのである。

『財務報告の目的』第11パラグラフと第12パラグラフでは〔会計情報の副次的な利用〕と題して、まず、第11パラグラフにおいて「ディスクロージャー制度において開示される会計情報は、企業関係者の私的契約等を通じた利害調整にも副次的に利用されている。また、会計情報は不特定多数を対象とするいくつかの関連諸法規や政府等の規制においても副次的に利用されている。その典型例は、配当制限（商法）、税務申告制度（税法）、金融規制（例えば自己資本比率規制、ソルベンシー・マージン規制）などである<sup>16)</sup>」として、これら利害調整機能については目的というより、副次的な利用であると位置付けている。ここにおいて、利害調整機能



は従来に比べて、かなり後退させられた感がある。

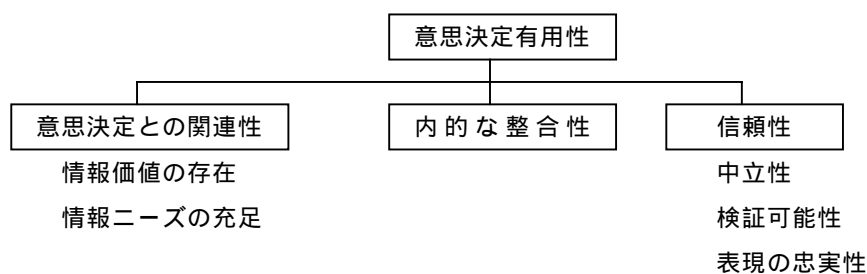
続く第 12 パラグラフでは、「会計基準の設定にあたり最も重視されるべきは、第 2 項に記述されている目的（意思決定有用性を指すと思われる、筆者加筆）の達成である。しかし、会計情報が副次的な用途にも利用されている事実は、会計基準を設定・改廃する際の制約となることがある。すなわち会計基準の設定・改廃を進める際には、それが公的規制や私的契約等を通じた利害調整に及ぼす影響も、同時に考慮の対象となる<sup>17)</sup>」として、第一義ではないが、副次的な利用である利害調整機能もまた、基準設定の制約となることを述べている。

これを前文と合わせて考えると、これら利害調整機能は、わが国における制約要因であり、よって、この討議資料は各国の概念書とは異なりうるという理論形成になると考えられる。

#### 討議資料『会計情報の質的特性』

会計情報の基本的な特性として、まず、意思決定有用性を掲げ、これを最上位の概念としている。そしてその有用性を支える特性として、意思決定目的に関連する情報であること（relevance to decision）、内的な整合性のある会計基準に従って作成された情報であること（internal consistency）および一定の水準で信頼できる情報であること（reliability）の 3 つを挙げている。そして、さらに信頼性を支える特性として、中立性、検証可能性、表現の忠実性の 3 つを挙げている。これらは下の図表 3-1 のように表されている。

図表 3-1 会計情報の質的特性の関連図



（出典）討議資料『会計情報の質的特性』「本文」14 頁。

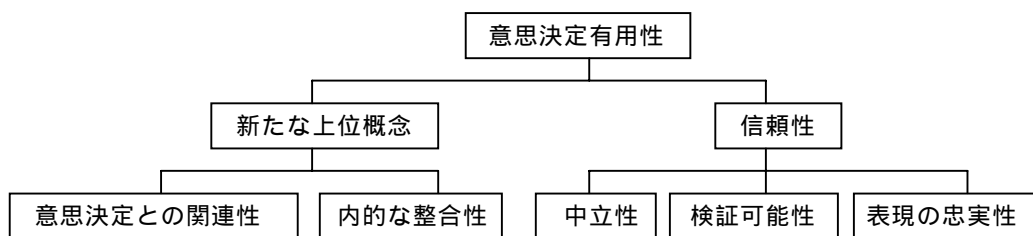
討議資料では、この質的特性について、海外の概念書との最大の違いは、内的な整合性を取上げた点にあるとしている<sup>18)</sup>。この内的な整合性とは「個別の会計基準が、会計基準全体を支える基本的な考え方と矛盾しないことを指す<sup>19)</sup>」とし、その論拠として「会計基準は、少数の基礎概念に支えられた一つの体系をなしている。その体系と矛盾しない基準に依拠した会計情報は、矛盾を抱えた基準に依拠した会計情報よりも有用なものとみなしうる」と説明している。

また、内的な整合性の掲げるもう一つの論拠として、法体系の違いが指摘されている。「結論の論拠と背景説明」の第 15 パラグラフでは「米国や英国などの慣習法国家と異なり、日本の法

秩序は、成文法の体系に支えられている。その環境条件のもとでは、基準設定に際し、会計基準の内的な整合性を尊重することが、秩序安定のためにとりわけ強く求められる。一般に成文法のもとでは、ルールの設定・改廃に際し、既存のルールとの関係を常に考慮しなければならない。しかしこうした事実について、これまで国際的な理解が十分には得られてこなかった。ここで整合性を重視する必要性や、整合性に着目する方法の限界を明らかにすることは、基準設定のあり方をめぐる国際的な相互理解の助けになると期待されている」として、法体系の違いによる独自性を訴えている。

この内的な整合性、意思決定との関連性および信頼の3つの特性は、同時に満たされることもあれば、トレード・オフの関係にあることもある<sup>20)</sup>。また、この3つの特性は意思決定有用性の下位概念として優劣は見出せないとして、三者を並列させている。しかし、検討の段階では、意思決定との関連性と内的な整合性を下位に置く新たな上位概念を想定し、その上位概念と信頼性を並列させるべきではということも論じられたとしている。これは図表 3-2 のように表せる。

図表 3-2 新たな概念を置いた階層構造



（出典）討議資料を参考に筆者作成。

この場合、意思決定との関連性（relevance to decision）が信頼性（reliability）に比べて相対的に下位の概念という位置付けになると考えられるが、結局、討議資料では三者を並列させて置くこととなっている。

さらに、比較可能性、理解可能性、重要性、コストとベネフィットの斟酌についても、会計情報の質的特性に含めるか否かが検討されたが、これらは採用されなかった。比較可能性については、会計処理の画一的な統一に対する懸念が表明された、比較可能性は表現の忠実性に包摂されるのではないかという議論を踏まえて記述されなかった<sup>21)</sup>。また、理解可能性は、洗練された投資家を想定することと矛盾する、人間の合理性には限界があるという意味なら自明である、この特性が将来の基準設定の指針としていかなる機能を果たすのか明らかでないという意見が出され、重要性およびコスト・ベネフィットについては、経済合理性の観点

からすれば自明であるとの議論を踏まえ、この討議資料では記述しないこととした<sup>22)</sup>。また、洗練された投資家を想定していることもこの討議資料の大きな特徴のひとつであると言える。

続いて、本概念フレームワークの計算構造を示すと思われる『財務諸表の構成要素』について概観し、その構造を検討する。

## 2. 討議資料『財務諸表の構成要素』における計算構造

討議資料『財務諸表の構成要素』では、まず「資産」と「負債」に独立した定義を与え、その差額を「純資産」とする。続いて、「包括利益」、「純利益」、「収益」および「費用」を定義している。定義を与えられた構成要素はこの7つのみである。

このようなアプローチを採用している理由について、「序文」では「ここで資産・負債の定義からはじめるのは、それらを特別に重視するからではなく、財務報告の対象を確定する作業が容易になるからである。ただし、そのことは、資産と負債の測定方法を一義的に導かない」としている。国際的動向としての資産・負債アプローチを強く意識しながらも、一方的に、資産・アプローチを採用したわけではなく、あくまでも便宜的に用いていることを強調している。

本文においては、まず、貸借対照表と損益計算書を主要な財務諸表と位置付け、キャッシュ・フロー計算書の情報はこれらを補完する役割であり、討議資料の検討対象から除かれているとしている<sup>23)</sup>。同様の理由から剰余金計算書なども検討対象から除かれるとしている。そして、貸借対照表においては資産・負債・純資産という3つの構成要素が、損益計算書においては収益・費用・純利益という3つの構成要素が開示され、これらに加えて、包括利益という要素が開示されることもあるとして、7つの構成要素の定義を与える。それぞれの定義は以下の通りである。

資産；資産とは、過去の取引または事象の結果として、報告主体（entity）が支配（control）している経済的資源（economic resources）、またはその同等物をいう（par.4）

負債；負債とは、過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源を放棄もしくは引き渡す義務、またはその同等物をいう（par.5）

純資産；純資産とは、資産と負債の差額をいう。これは報告主体の所有者である株主（連結財務諸表の場合には親会社株主）に帰属する資本と、その他の要素に分けられる。その他の要素には、報告主体の所有者以外に帰属するものと、いずれにも帰属しないものが含まれる（par.6）

その他の要素のうち、報告主体の所有者である株主以外に帰属するものには、少数株主持分などが含まれる。他方、いずれにも帰属しないものには、リスクから解放されていない投資の成果などが含まれる。

包括利益；包括利益とは、特定期間における純資産の変動額のうち、報告主体の所有者である株主、子会社の少数株主、および、将来それらになりうるオプションの所有者との直接的な取引によらない部分をいう。直接的な取引の典型例は親会社の増資による親会社株主持分の増加、いわゆる資本連結手続きを通じた少数株主持分の発生、新株予約権の発行などである（par.8）。

純利益；純利益とは、特定期間の期末までに生じた純資産の変動額（報告主体の所有者である株主、子会社の少数株主、および前項にいうオプションの所有者との直接的な取引による部分を除く）のうち、その期間中にリスクから解放された投資の成果であって、報告主体の所有者に帰属する部分をいう。純利益は、純資産のうちもっぱら資本だけを増減させる（par.9）。

企業の投資の成果は、投下した資金と回収した資金の差額にあたるネット・キャッシュ・フローであり、各期の利益の合計がその額に等しくなることが、利益の測定にとって基本的な制約になる。包括利益と純利益はともにこの制約を満たすが、このうち純利益はリスクから解放された投資の成果であり、それは一般に、キャッシュ・フローの裏づけが得られたか否かで判断される（par.10）。

収益；収益とは、純利益または少数株主損益を増加させる項目であり、原則として資産の増加や負債の減少を伴って生じる（par.13）。

費用；費用とは、純利益または少数株主損益を減少させる項目であり、原則として資産の減少や負債の増加を伴って生じる（par.15）。

まず、前半の3つの構成要素、資産・負債・純資産の概念で貸借対照表を構成することになる。そして、従来の資本概念を純資産の構成要素として間接的に定義しているのである。これを整理すると次のようになると思われる。

$$\text{資産} - \text{負債} = \text{純資産}$$

$$\text{純資産} = \begin{array}{c} \text{資本} \\ || \\ \text{所有者に帰属} \end{array} + \begin{array}{c} \text{その他の要素} \\ || \\ \text{所有者以外に帰属} + \text{いずれにも帰属しない} \end{array}$$

所有者に帰属

所有者以外に帰属 + いずれにも帰属しない  
少数株主持分等          その他有価証券の評価損益等

ここでは、純資産          資本          ということが明言されているのである。これについては「結論の根拠と背景説明」において「この討議資料では、構成要素の定義を確定する作業を容易にするため、かつ国際的な動向を尊重して、まず資産と負債を定義している。貸借対照表で負債に該当しない貸方項目は、すべて純資産に分類される。これと同時に、純資産を重視して、純利益を生み出す投資の正味ストックとしての資本を、純資産から分けて定義している。その結

果、純資産には資本に属さない部分が含まれる。純資産と資本が同義ではないことを明示するために、純資産を資本とその他の要素に区分することとした」と説明している。つまり、7つの要素以外の「資本」が間接的に定義されているのである。

そして、後半の3つの構成要素、純利益・収益・費用の概念で損益計算書が構成されることになる。すなわち、次のようになる。

$$\text{純利益} = \text{収益} - \text{費用}$$

ここでは、「純資産」の増減との関係において「包括利益」および「純利益」を定義し、純利益 = 収益 - 費用という関係によって「収益」「費用」を定義していると考えられる。また、包括利益と純利益の関係については、過年度のその他包括利益のリサイクルを行うため、純利益は包括利益の部分集合にはならないとしている。

$$\text{純利益} = \text{包括利益} - \text{その他の包括利益} + \text{リサイクル部分}$$

ここで、純利益と包括利益の相違は「投資のリスクから解放」されているか否かであると解される。

また、資産・負債アプローチによる純資産の増減を包括利益と結び付け、収益・費用アプローチによる純利益を資本の増減に結び付けていると考えることができる。すなわち、デュアル・アプローチを採用し、両者を「純利益」と「資本」によって結合する。そして、「資本」を「純資産」より分離することで、クリーン・サープラス関係の回復がはかれると期待されていると考えられる。

米国においては、包括利益計算書の導入によってクリーン・サープラス関係の回復がはかれたと考えられているが、これは第二章の図表 2-1 の関係になっている。すなわち、損益計算のボトムラインが包括利益となり、純資産の増減と直接結び付けられているのである。包括利益計算書が「第二の損益計算書」とも言われることを考えれば、確かにクリーン・サープラス関係の回復と捉えることもできよう。

これに対し、討議資料では損益計算書のボトムラインが純利益になるのか包括利益になるのかは明示されていないが、純利益の重要性が繰り返し強調されていることを考慮すれば、ボトムラインに対して包括利益を指示していると見るのは、むしろ不自然であろう。

また、「純利益は、純資産のうちもっぱら資本だけを増減させる (par.9)」ということからもうかがえるように、「資本」を直接「純利益」と結び付けた上で、「資本」を「純資産」の部分集合と定義したことを考慮すると、包括利益と純利益の差を「包括利益計算書」や「損益計算書」でとらえるのではなく、貸借対照表上での調整を図ろうとしている (すなわち、図表 2-2 の関係である) と解される。

しかし、この方法では結局、その他有価証券の評価差額などが損益計算書 (あるいは包括利益計算書) を経由せずに、直接貸借対照表に計上される現行のわが国の会計と変わらず、クリーン・サープラス関係の回復が図られたとは言いがたい。

## 企業会計基準公開草案第6号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準（案）」

企業会計基準委員会は本年8月10日に企業会計基準公開草案第6号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準（案）」（以下、公開草案とする）を公表した。ここでは、従来の「資本の部」の表示に代えて、討議資料で示された「純資産の部」を表示することが採用されている。

公開草案による純資産の部を具体的に示すと図表4-1のようになる。

図表4-1 公開草案による記載例

（個別貸借対照表の該当部分の記載例）	（連結貸借対照表の該当部分の記載例）
<p>純資産の部</p> <p>株主資本</p> <p>1 資本金</p> <p>2 資本剰余金</p> <p>（1）資本準備金</p> <p>（2）その他資本剰余金</p> <p>3 利益剰余金</p> <p>（1）利益準備金</p> <p>（2）任意積立金等</p> <p>（3）その他利益剰余金</p> <p>4 自己株式</p> <p style="text-align: right;">株主資本合計</p> <p>評価・換算差額等</p> <p>1 その他有価証券評価差額金</p> <p>2 繰延ヘッジ損益</p> <p>3 土地再評価差額金</p> <p style="text-align: right;">評価・換算差額等合計</p> <p>新株予約権</p> <p style="text-align: right;">純資産合計</p>	<p>純資産の部</p> <p>株主資本</p> <p>1 資本金</p> <p>2 資本剰余金</p> <p>3 利益剰余金</p> <p>4 自己株式</p> <p style="text-align: right;">株主資本合計</p> <p>評価・換算差額等</p> <p>1 その他有価証券評価差額金</p> <p>2 繰延ヘッジ損益</p> <p>3 土地再評価差額金</p> <p>4 為替換算調整勘定</p> <p style="text-align: right;">評価・換算差額等合計</p> <p>新株予約権</p> <p>少数株主持分</p> <p style="text-align: right;">純資産合計</p>

（出典）公開草案、「本公開草案の概要」

純資産のうち株主に帰属する部分を、討議資料では「資本」としているが、公開草案では、株主に帰属するものであることをより強調する観点から「株主資本」とするものとしている<sup>24)</sup>。すなわち「純資産の部」は「株主資本」とその他の純資産より構成される。

公開草案では、負債の定義になじまない貸借対照表貸方項目を純資産の部のその他の純資産に分類することによって、「ストック・オプション等に関する会計基準(案)」により要請されている、負債の部と資本の部の中間に表示する独立項目や、少数株主持分を整理しようとしている。このことは貸借対照表が資産・負債アプローチによって作成されることを意味すると考えられる。すなわち、資産と負債をまず定義し、その差額はすべて純資産とするものである。

これにより、理論的に未整理の項目が整理されるという点で評価に値すると考えられるが、英文化した場合、「株主持分」は文字通り“Shareholder's Equity”となり、「純資産」は“Net Assets”ということになる。Net Assets = Shareholder's Equity という図式が、誤解されることなく国際的に受け入れられるのか疑問が残る。

もとより、この試みは討議資料によって初めて示されたものであり、討議資料自体の進行もアナウンスメントがないなか、概念フレームワークの完成もみずに、十分な検討のないまま、具体的な会計基準として採用されるのは相当のリスクを伴うものと思われる。

## おわりに

わが国においては、「概念フレームワーク」作成は初めての試みであり、国際的動向を鑑みるにその試みは重要な意味を持つ。すなわち、会計基準の国際的収斂という方向において、わが国が一方的にその基準を受け入れるということではなく、十分議論に参加し、その意見を反映させることが、わが国企業や国益を守ることにつながるからである。さらに、徒に基準を受け入れるばかりでなく、積極的に基準設定に関わることが、ひいては国際貢献につながるものもある。そのためには、わが国が会計基準の設定にあたり立脚している基礎概念を明らかにすることが議論の前提として必要となる。

本討議資料は、それに資することが最も大きな目的のひとつであると考えられ、その役割が多いに期待される。しかし、そうであればなおさら、慎重に議論を進めることが肝要であり、特に従来の「資本の部」からまったく新しい概念である「純資産の部」を採用することや、従来にはなかった「投資のリスクからの解放」といった新しい概念の採用には慎重を期すべきである。

すでに確認してきたように、討議資料ではデュアル・アプローチが採用されているが、これによって、クリーン・サープラスの回復を見たとは言い難く、損益計算書と貸借対照表との溝はかえって深まった観も否めず、それに対する議論は尽くされているとは言えない。

いまだ討議資料の段階であるにも関わらず、企業会計基準公開草案第6号「貸借対照表の純

資産の部の表示に関する会計基準（案）が公表されたが、基準設定にあたっては、討議資料の議論の進展を十分に確認してから行われることが期待される。

<注>

- 1) 「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」企業会計審議会、1999年1月22日。
- 2) その後、1997年6月の基準書130号によって、売却可能有価証券に分類されたものは純利益とは別の利益概念（包括利益概念）を導入し、その構成要素とすることになった。
- 3) 同上。
- 4) 斎藤静樹『企業会計とディスクロージャー』東京大学出版会、1999年、25頁。
- 5) 金融庁ホームページ、[http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kigyoutop.html](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyoutop.html)
- 6) 辻山栄子、前掲書。ただし、この文献では連携の問題のみならず、さらにここで示す、いわゆる包括利益が実現した際に、損益計算書を通すか通さないか、すなわちリサイクルの問題を取り上げ、その問題の根底にあるものを分析した上で、リサイクルする米国型とリサイクルしない英国型の2つがあることを示しているものと思われる。
- 7) 前掲書、627頁。
- 8) 前掲書、629～630頁。
- 9) 前掲書、630頁。
- 10) 討議資料『財務諸表の構成要素』本文、第9パラグラフ。
- 11) FASB（米国）、IASB（現IASB）、ASB（英国）の概念フレームワークを比較した先行研究として、概念フレームワークに関する研究会『概念フレームワークに関する調査 概念フレームワークに関する研究会報告』財団法人 企業財務制度研究会、2001年6月がある。同研究会のメンバーで上述のWGに参加しているのは、万代勝信氏のみであると思われるが、討議資料ではこの先行研究については触れられていない。
- 12) 討議資料、「討議資料『財務会計の概念フレームワーク』の公表にあたって」iページ。
- 13) 討議資料、「討議資料『財務会計の概念フレームワーク』の公表にあたって」ページ。
- 14) 討議資料『財務報告の目的』「本文」2頁。
- 15) 例えば、安藤英義、万代勝信
- 16) 討議資料『財務報告の目的』「本文」4頁。
- 17) 討議資料『財務報告の目的』「本文」4頁。
- 18) 討議資料『会計情報の質的特徴』「結論の根拠と背景説明」12頁。
- 19) 討議資料『会計情報の質的特徴』「本文」10頁。
- 20) 討議資料『会計情報の質的特徴』「本文」11頁。
- 21) 討議資料『会計情報の質的特徴』「結論の根拠と背景説明」12頁。
- 22) 討議資料『会計情報の質的特徴』「結論の根拠と背景説明」12頁。
- 23) 討議資料『財務諸表の構成要素』「本文」脚注、16頁。
- 24) 企業会計基準委員会「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準（案）」、第22パラグラフ。

主指導教員（木下勝一教授）、副指導教員（柳喜重郎教授・澤田克己教授）